

平成18年12月26日

基礎的電気通信役務支援機関
TCA 社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス料の設定状況について

社団法人電気通信事業者協会は、ユニバーサルサービス制度における負担対象事業者(本日現在52社。以下同じ。)が、その負担金についてユニバーサルサービス料として契約者から新たな負担を求めるかどうかについての調査を行い、広く一般利用者の皆様に情報提供する観点から、調査結果を別紙のとおり公表することとしました。

今後、本情報については随時見直してまいります。

- (1) 加入電話や公衆電話(第一種) 110番、119番など緊急通報サービスの提供の確保を目的としたユニバーサルサービス制度は、平成19年1月以降の毎月末の電話番号の使用数に応じて、負担対象事業者から負担金の徴収を行うものです。
- (2) ユニバーサルサービス制度における負担金の額等については、1電話番号当たり7円の合算番号単価により、負担対象事業者から負担金を徴収すること等の内容の申請を総務大臣に対し行い、去る11月22日付けで認可を受けたものです。

ユニバーサルサービス制度については、以下のホームページに掲載しております。

ホームページアドレス：<http://www.tca.or.jp/universalservice/>

(社)電気通信事業者協会ホームページ

(トップページ<http://www.tca.or.jp/>からもご覧いただくことができます)

以上

各負担対象事業者のユニバーサルサービス料の設定状況等(50音順)

平成18年12月26日現在

区分	電気通信事業者名	実施月注1	ユニバーサルサービス料(税込み)	備考
1	アイテック阪神株式会社	H19.1	月額7.35円	
2	イツ・コミュニケーションズ株式会社	H19.4	月額7円	
3	株式会社ウィルコム	H19.1	月額7.35円	
4	株式会社STNet	H19.1	月額7.35円	
5	株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー	H19.2	月額7.35円	
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	H19.2	月額7.35円	
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	H19.1	月額7.35円	注2
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	H19.1	月額7.35円	注2
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	H19.1	月額7.35円	注2
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	H19.1	月額7.35円	注2
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	H19.1	月額7.35円	注2
12	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	H19.1	月額7.35円	注2
13	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	H19.1	月額7.35円	注2
14	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	H19.1	月額7.35円	注2
15	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	H19.1	月額7.35円	注2
16	株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト	H19.1	月額7.35円	
17	株式会社エヌ・ティ・ティ・シー・コミュニケーションズ	H19.1	月額7.35円	
18	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	H19.2	月額7.35円	注3
19	沖縄セルラー電話株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
20	関西マルチメディアサービス株式会社	H19.1	月額7.35円	
21	株式会社ケーブルネット神戸芦屋	H19.1	月額7.35円	
22	株式会社ケーブルビジョン21	H19.1	月額7.35円	
23	KDDI株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
24	KMN株式会社	H19.6	月額7.35円	
25	KVH株式会社	H19.1	月額7.35円	
26	株式会社ケイ・オブ・ティコム	H19.1	月額7円	
27	九州通信ネットワーク株式会社	H19.1	月額7.35円	
28	株式会社シーテック	-	-	
29	株式会社ジェイコム関西	H19.1	月額7.35円	
30	株式会社ジェイコム関東	H19.1	月額7.35円	
31	株式会社ジェイコム北九州	H19.1	月額7.35円	
32	株式会社ジェイコムさいたま	H19.1	月額7.35円	
33	株式会社ジェイコム札幌	H19.1	月額7.35円	
34	株式会社ジェイコム湘南	H19.1	月額7.35円	
35	株式会社ジェイコム千葉	H19.1	月額7.35円	
36	株式会社ジェイコム東京	H19.1	月額7.35円	
37	株式会社ZTV	(検討中)	-	
38	ソフトバンクテレコム株式会社	H19.1	月額7.35円	
39	ソフトバンクモバイル株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
40	中部テレコミュニケーション株式会社	H19.1	月額7.35円	
41	土浦ケーブルテレビ株式会社	H19.1	月額7.35円	
42	東北インテリジェント通信株式会社	H19.1	月額7.35円	
43	株式会社長野県協同電算	H19.2	月額7.35円	
44	西日本電信電話株式会社	H19.2	月額7.35円	
45	BBテクノロジー株式会社	H19.1	月額7.35円	
46	東日本電信電話株式会社	H19.2	月額7.35円	
47	福岡ケーブルネットワーク株式会社	H19.1	月額7.35円	
48	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	H19.1	月額7.35円	
49	株式会社ぶららネットワークス	H19.2	月額7.35円	
50	北摂ケーブルネット株式会社	H19.1	月額7.35円	
51	株式会社メディア	H19.1	月額7.35円	
52	株式会社YOZAN	H19.1	月額7.35円	注3

注1 実施月の欄中「-」は、現時点で利用者に負担を求めないこととしている電気通信事業者であり、「(検討中)」は、利用者に負担を求めるとかについて検討中の電気通信事業者です。

注2 プリバイド携帯電話については、異なる課金方法等となっています。詳しくは各電気通信事業者のホームページをご覧ください。

注3 一部のサービスのみのみが対象となっています。詳しくは各電気通信事業者のホームページをご覧ください。

上表の負担対象事業者のほかに、上表の負担対象事業者との契約により電気通信番号の提供を受けている電気通信事業者からユニバーサルサービス料等が請求されることがあります。詳しくは、ご利用の電気通信事業者にお問い合わせください。

なお、当該負担対象事業者のうち注2・注3以外にも一部のサービスにおいて課金方法等が異なる場合がありますので、ご利用の電気通信事業者にお問い合わせください。